

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥 取 県 公 報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日、その翌日)

### 目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定の解除
- 〃 〃 〃 〃
- 〃 〃 〃 〃 土地改良事業計画の適否の決定
- 〃 〃 〃 〃 道路の位置の指定
- ◇ 公 告 風俗営業等取締法による公開の聴聞の実施
- ◇ 公 告 収用委員会の公開審理の開催
- ◇ 正 誤 昭和四十六年七月鳥取県告示第六百二十四号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年十一月十六日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字下神字貳本松一〇一九、一〇二〇、字中灘山一一九

三の一、一二〇五、字西灘山一二二四、一二二六、一二二八、一二一九

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年十一月十六日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字鈴ヶ野一〇七五―一二七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第九百二十五号

昭和四十六年十月九日付で郡家町長から申請のあつた土地改良（宮谷地

区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

那家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十六号

昭和四十六年十月九日付で佐治村長から申請のあつた土地改良(高山地区(農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十七号

昭和四十六年十月九日付で佐治村長から申請のあつた土地改良(津無地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十六年十一月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市弥生町二七六 有限会社	鳥取市松並町二丁目一五八ノ四	幅員 五・〇〇メートル
林 商 事	一五九ノ五	一・二〇〇メートル
代表取締役	一六〇ノ三	メートル
林 利 夫	一六二ノ一	延長 四七・〇〇メートル
"	一六二ノ五	
"	一六二ノ六	
"	一六二ノ九	
"	一六八	
"	一六八ノ二	
"	一六九	
"	一六九ノ二	
"	一六九ノ一	
"	一六九ノ一四	
"	一七〇	

"	一七〇ノ二
"	一七〇ノ二
"	一七〇ノ四
"	一七二
"	一七二
"	田島字前田下通り式三二七ノ一の一部
"	三二七ノ四
"	三二八ノ一の一部
"	三二九ノ一
"	三二九ノ二
"	三三〇ノ一
"	三三〇ノ五の一部
"	三三一ノ三
"	三三四ノ一の一部

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十六年十一月二十二日 午後一時から

鳥取市東町一丁目三〇

鳥取県警察本部内(県庁七階) 鳥取県公安委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市江津六九一 奥山久江

公 告

収用委員会の公開審理を次のとおり開催するので、公告する。

昭和46年11月16日

鳥取県収用委員会会長 若木 禮

1 期日 昭和46年11月25日 13時から

2 場所 鳥取市西町

鳥取銀行県庁前支店会議室(2階)

3 件名 一級河川千代川水系天瀬川百谷治水ダム建設工事及びこれに伴

う市道代替工事に関する収用裁決事案

正 誤

昭和四十六年七月鳥取県告示第六百二十四号(解除予定の保安林について)

て) 中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤

三 上 十一 (次の図に示す部分に限

る。)

正

(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 所 行

鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)